

令和元年第3回北海道議会定例会 決算特別委員会 開催状況 (環境生活部所管)

開催年月日 令和元年11月12日(火)
 質疑者 共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 環境生活部長 築地原 康志
 環境局長 山田 幸喜
 循環型社会推進課長 梶川 浩二

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 プラスチックごみ対策について (一) 一般廃棄物対策事業の予算の状況について まず昨年度の一般廃棄物事業費の執行状況について、また当該事業費中、海岸漂着物地域対策推進事業の執行状況について2017年度及び2018年度について明らかにしてください。 (二) プラスチックの有害性について 海鳥、クジラやウミガメなど大型動物の他魚や貝からもプラスチックごみが見つかっています。 プラスチックに絡まって動けなくなったり、食べたプラスチックが消化官に詰まって死ぬ例もあります。 プラスチックは海を漂っている間に海水に含まれているPCBなどを吸着していることがあります。 プラスチックを飲み込んだ海鳥などに異常が生じているとの報告も数々ありますが、プラスチックが体内に入ることの有害性についてどのように認識しているのかうかがいます。 (三) 海岸に漂着するプラスチックごみについて 環境省は10月4日、海岸の漂着ごみに関する抽出調査の結果を公表したとしております。北海道各地の海岸に多くのプラスチックごみが漂着している状況について、どう認識していますか。 国は、海岸に漂着するプラスチックごみ回収に力を入れていると聞いていますが、本道の取り組み強化についてうかがいます。	(循環型社会推進課長) 一般廃棄物対策事業の予算の状況についてでございますが、一般廃棄物対策事業費には、道や市町村が行う海岸漂着物の回収や処分を対象とした海岸漂着物地域対策推進事業費と、国の循環型社会形成推進交付金を用いて一般廃棄物処理施設等を整備する市町村への指導・監督を行う清掃施設等指導監督費があり、総執行額は合わせて平成29年度が1億3,496万6千円、平成30年度が1億5,047万1千円となっているところであります。 このうち、海岸漂着物地域対策推進事業費は、平成29年度が2億3,460万5千円、平成30年度が1億5,012万4千円となっているところでございます。 (循環型社会推進課長) プラスチックの有害性についてでございますが、海洋に流出したプラスチックごみは、自然界で分解されず、また、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれるなど、生態系に及ぼす影響が懸念されており、近年、世界的な問題となっているものと承知しております。 こうした状況を受け、今年6月に大阪市で開催されたG20では、プラスチック汚染の影響等に関する科学的知見の共有を奨励するとして「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を各国が支持したほか、国では、本年5月に策定された海洋プラスチック対策の具体的な取組である「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の中で、海洋プラスチックごみの人や生態系への影響等に関する調査を推進し、科学的知見を集積していくこととされているところでございます。 (循環型社会推進課長) 海岸に漂着するプラスチックごみについてでございますが、道内の海岸には、国内、海外を由来とするプラスチックを含む様々なごみの漂着があり、本道の良い海岸環境の保全に支障を来すおそれがあるものと認識しております。 このため、道では、国の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して道内の海岸漂着物の回収を毎年実施してきたところであります。 近年、海洋プラスチックごみ問題に関し、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されているところであり、国においては、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の中で、ポイ捨てや、不法投棄の防止のほか、海洋に流出したごみの回収などに取り組むこととしているところであります。 道としては、国のアクションプランなどの考え方を踏まえ、道民、事業者と一丸となって、プラスチックごみの排出抑制や不法投棄防止に取り組むなど、海洋プラスチックごみ対策を進めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(四) 道内におけるプラスチックごみの排出量と処理方法等について 日本は1人あたりの使い捨てプラスチックの廃棄量がアメリカについて2番目に多い国であります。しかし東南アジアの国々がプラスチックの輸入中止に次々と踏み出しております。日本全体で年間900万トンのプラスチックごみを排出し、約100万トンアジアに輸出してきました。 北海道内のプラスチックごみの排出量はどれほどの量で、どのように処理されてきたのか、また輸出してきた量はどれほどか明らかにしてください。	(循環型社会推進課長) 本道におけるプラスチックごみの排出量等についてでございますが、主に家庭からのごみである一般廃棄物については、平成29年度に、プラスチック製容器包装が約5万9千トン、ペットボトルが約2万トン、それぞれ分別収集され、民間の施設で原材料に再生利用されているところであります。 事業活動に伴い排出される産業廃棄物については、平成28年度に廃プラスチック類が約23万2千トン排出され、破砕や選別等の中間処理を経て、約14万3千トンが再生利用されるとともに、約6万2千トンが最終処分されているところであります。 輸出については、国の貿易統計によれば、平成30年度に資源物として我が国から輸出されたプラスチックくずのうち、道内の税関が取り扱ったものは、約2万2千トンであったところでございます。
(五) パーゼル条約の改正内容について パーゼル条約が改定されておりますけれども、その主な改訂内容を明らかにしてください。	(循環型社会推進課長) パーゼル条約の改正内容についてでございますが、本年4月29日から5月10日までスイスのジュネーブにおきまして有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するパーゼル条約の第14回締約国会議が開催され、同条約の付属書を改正し、「汚れたプラスチックごみ」を規制対象とすることが決定されたところであります。 改正付属書は2021年1月1日から発効し、それ以降は、同条約の規制対象となるプラスチックの輸出には、輸出相手国の同意が必要となるところでございます。
(六) 「プラスチック資源循環戦略」について 今年5月、政府は「プラスチック資源循環戦略」を定めました。その内容について、明らかにしてください。	(循環型社会推進課長) プラスチック資源循環戦略についてでございますが、国では、海洋プラスチックごみ問題をはじめとするプラスチックごみに係る幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を本年5月に策定したところであります。 この戦略では、ワンウェイプラスチックの使用削減などのリデュースの徹底、プラスチック資源の効果的なリサイクルの促進、再生材やバイオプラスチックの利用促進などを重点戦略とし、2030年までの国の施策目標といたしまして、ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、容器包装の6割をリユース・リサイクルすること、バイオマスプラスチックを約200万トン導入することなどが示されているところでございます。
(七) 道内のプラスチックごみの熱回収について まず、パーゼル条約でプラスチックごみの輸出は、今後、規制を受けるということになります。次に、国の「プラスチック資源循環戦略」ですけれども、プラスチックの熱回収を減らそうとしていないというのが私は問題だと思っています。熱回収は燃やして、その熱を利用するだけですから、エネルギー効率も決して高いとはいえず、資源循環の中では、他に方法がない場合についてのみ行われる最終手段であります。道内のプラスチックごみのうち、熱回収されているのは何%ですか。	(循環型社会推進課長) プラスチックごみの熱回収についてでございますが、容器包装リサイクル法に基づき、市町村において収集された、ペットボトルなどのプラスチック製容器包装は民間の施設で再生プラスチック原料などにリサイクルされ、熱回収はされていないところであります。 なお、市町村等有する焼却施設において、平成29年度に、プラスチックを含む「燃えるごみ」として焼却処理された量は約119万9千トンとなっており、このうち、熱回収されているものは約112万8千トンで、その割合は、約94%となっているところであります。 また、産業廃棄物である廃プラスチック類は、平成28年度に約23万2千トンが排出され、そのうち、約3万トンが焼却されておりますが、熱回収されている量は把握していないところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(ハ) プラスチック製品製造の削減について 一般廃棄物で市町村から排出されたものでも112万8千トンが熱回収されているという答弁でありました。国の「プラスチック資源循環戦略」では「熱回収を最適に組み合わせる」などとして、リサイクルの中心が熱回収となっている点を変えようとしていない問題があります。 世界的には、使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れとなっております。熱回収に対する問題意識についてうがいたいと思いますし、またリサイクルよりもリユース、さらにリデュースが優先されるべきであり、プラスチック製品の製造の削減こそ根本問題ではないかと思えますけれども、その点についての認識をうかがいます。 (指摘) 熱回収に対する問題意識は示されませんでした。深い問題意識を持つことが必要だということを改めて指摘いたします。 (八再) プラスチック製品製造の削減について 世界的にプラスチックの排出はもちろんですけれども、製造を抑制しようと動いているときに、その流れに大変な後れを取っていると感じました。プラスチックの製造、流通、廃棄を抑制するために業界や業者に向けて食品トレーを別の素材に切り替えていくことや、プラスチックストローの転換等を含めて具体的に働きかけていくこと、先進的な取組を紹介し評価することを通じて今後さらに強力に進めていくべきだと考えますが、部長の見解を伺います。	(環境局長) 熱回収等への認識についてでございますが、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理について、まず、リデュース・排出抑制、次いで、リユース・再使用、リサイクル・再生利用、それでも残ったものにつきましては、熱回収を行うといった優先づけがされているところでございます。 そうした考え方に基きまして、道では、これまでも、プラスチックごみ削減に向けて、「北海道ノーレジ袋運動」や「リサイクル認定製品」などといった、排出抑制やリサイクルを優先した取組を進めてきたところでございます。 プラスチックごみについては、「使いきり」のプラスチック製品をできるだけ使用しない「プラスチックとの賢い付き合い方」を道民の皆様と呼びかけるなど、排出抑制を推進するとともに、ごみとして排出する場合には、適切な分別を行い、地域の特性に応じて、適切な再生利用を推進することが重要と考えているところでございます。 (環境生活部長) プラスチック製品の削減に向けた取組についてでございますが、道では、これまでも廃棄物の発生・排出抑制に関しまして、その取組に貢献した事業所への表彰のほか、新たな技術開発やリサイクル施設の整備への支援など、事業者が行う取組を促進することなどによりまして排出抑制あるいはリサイクルの推進を進めてきたところでございます。 また、先月には、道民・事業者に向けて知事メッセージを発信をいたしまして、使いきり、いわゆるワンウェイのプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処分する「プラスチックとの賢い付き合い方」を呼びかけたところでございます。 道といたしましては、今後とも、こうした取組を進めてまいりますほか、事業者の先進的・効果的な排出抑制の取組について情報発信を行うなどして、道民、事業者とも一丸となって、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めてまいります。